第１回岡山県耐火物製造業

最低賃金専門部会議事録

１　日　時　　令和８年９月 24 日（木）午後３時 30 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
岡山第２合同庁舎　２階共用会議室Ｃ

３　出席者

公益代表委員		片　山　裕　之
		柴　山　麻祐子
労働者代表委員		足　岡　竜　也
		太　田　直　樹
		保　家　章　良
使用者代表委員		高　木　　聡
		津　田　宏　幸
		西　谷　治　朗
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監察監督官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第 1 回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第１回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

まず、定足数について報告いたします。

本日は公益委員の國光委員が御欠席ですが、ほかの委員８名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である３分の２以上又は公労使各委員の３分の１以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

（１）特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について

（２）特定最低賃金専門部会の運営について

（３）資料説明について

（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

（５）今後の審議日程について

（６）その他

でございます。

本日は令和８年度１回目の専門部会の開催となります。冒頭、佐藤労働基準部長より御挨拶申し上げます。

佐藤部長　　労働基準部長の佐藤でございます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして感謝申し上げます。

また、特定最低賃金専門部会の委員に御就任いただきまして、ありがとうございます。

さて、岡山県の地域別最賃について少しお話させていただきますと、皆様御承知のとおり、岡山県の地域別最低賃金につきましては、公労使の委員の皆様に真摯に御審議をいただいた結果、57 円引上げの時間額 1,104 円に改定され、10 月２日に発効する予定となっております。

中央最低賃金審議会から昨年度に次ぐ高い引上げの目安額が示されるといった注目が集まる難しい状況の中、労使各側委員の御理解もあり、３年ぶりに全会一致で結審に至ったわけでございます。

労働局としましては、現在、発効日に向けて改正額と支援策の周知を図っているところでございます。

皆様におかれましても、企業・団体内での周知等への御協力をお願い申し上げます。

さて、この特定最低賃金の審議に当たり、岡山では改正の必要性から金額審議まで各専門部会で行っていただいているところでございます。労使委員の皆様には、業界の労使代表としてイニシアティブを発揮いただくことで、最終的には労使間での合意で結論が得られるようお願いします。

後程説明させていただこうとは思いますが、耐火物製造業は、今の金額を見ていただきますと非常に微妙な状況でございます。この特定最低賃金に限らず、多くの特定最賃で地域別最賃との金額差が縮小したり、あるいは優位率が低下したりというような状況になっています。

金額差が無くなり、だんだん埋没していく事例も全国的には増えているのですが、一方で地域独自の産業等に特定最賃が存在している意義も考慮するべきではないかという声もあるところでございます。

年々難しくなっていく状況ではございますけれども、円滑な専門部会運営に向けまして、御理解、御協力をお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

森井指導官　　それでは賃金室長、よろしくお願いします。

宮本室長　　それでは、まず、付議事項「（１）部会長・部会長代理の選任」につきまして御説明いたします。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされておりますが、これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は片山委員、部会長代理は、今日欠席されておられますが、國光委員です。

御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

宮本室長　　それでは、以降の議事につきましては、片山部会長にお願いいたします。

片山部会長　　部会長を仰せつかりました片山でございます。
よろしくお願いいたします。
それでは、始めさせていただきます。
初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い、公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。
今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度と同様に、改正決定の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。
また、特定最賃の審議は、中央最低賃金審議会の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係労使のイニシアティブ発揮により、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても、公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされておりますので、各委員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。
では、付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

宮本室長　　他部会の審議状況を報告させていただきます。
これまでに、必要性の審議１回目で電気機械器具製造業と鉄鋼業の２部会が必要性ありとして結審しております。
それから、本日、この部会の前に行われたのですが、一般機械器具製造業が２回目の必要性審議で必要性ありとなっております。それ以外の業種につきましては、これから開催となっております。以上です。

片山部会長　　次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。
特定最低賃金専門部会運営規程第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員２名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は足岡委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いいたします。
続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。
まず、付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。
続いて、付議事項「（３）資料説明」についても事務局からお願いいたします。
その後に、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から、改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方を述べていただきます。

その際、事前に打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、打合せの時間を取りたいと思います。御発言は公労使の全体会議としまして、労使それぞれ５分程度でお願いしたいと思います。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「（２）特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いいたします。

宮本室長　　それでは資料№.２を御確認ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月３日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料№.２－①がその際の諮問文となります。その後、７月 30 日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文です。

必要性の審議におきまして、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第 11 条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

ここで御留意いただきたいことが２点ございます。

１点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、今回改定される岡山県最低賃金額 1,104 円を１円以上上回った金額とすることとなります。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月 18 日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。ちなみに、企業内最低賃金協定額の最低額が耐火物製造業は 1,105 円となっています。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告して、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、専門部会の決議を本審の決議とすることとなります。

片山部会長　　ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、何かございますか。

（特になし）

片山部会長　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第６条第５項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった場合は、本審に報告して専門部会での審議を終了することといたします。

それでは、付議事項「（３）資料の説明」について、事務局からお願いいたします。

宮本室長　　資料№.３から資料№.６までと資料№.９の説明をさせていただきます。

まず、資料№.３を御覧ください。

こちらは、2026 年９月４日に日本銀行岡山支店が発表した「岡山県金融経済月報」になります。

概況といたしましては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している」、「設備投資は、増加傾向にある」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている」、「公共投資は、緩やかに増加している」とあります。

２ページ目の生産については、「県内製造業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている」とされています。

続きまして、資料№.４を御覧ください。

こちらは、中国財務局岡山財務事務所が令和８年８月５日に公表しております「岡山県内経済情勢報告」になります。

総括判断としては、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされています。これは、前回４月と同様の判断となっております。

各項目の判断としては、本年４月に公表があったものとほぼ同じですが、「住宅建設」のみが下向きとなっています。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。

次に、資料№.５を御覧ください。

こちらは、令和８年６月分として、岡山県総合政策局統計分析課が公表した資料となります。

こちらの、上の部分に、「生産指数は 108.5 となり、２か月ぶりの上昇」ということで、対前月比が 4.3%とされております。

１ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」という記載がありまして、　（１）生産のところで、低下に寄与したポイン

トとして、「窯業・土石製品工業」ということで、前月比がマイナス 5.4％となっております。

それから、３ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」をグラフ化したものがあります。この一番下に、「窯業・土石製品工業」についての記載があります。

５ページ以降に、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」が記載されています。ここで数値の前にアルファベット小文字の「ｒ」が付されていますが、これは速報値が訂正されたものです。

次に資料№.６を御覧ください。岡山労働局職業安定課が８月 28 日に発表した「雇用情勢」になります。

「雇用情勢のポイント」のところにありますが、「令和８年７月の有効求人倍率は 1.33 倍で、前月と比べ、0.01 ポイント低下した。」となっています。

少し飛ぶのですが、10 ページを御覧ください。

こちらが「産業別・規模別新規求人状況」の一覧となっております。

表の上から４つ目の「Ｅ製造業」を見ますと、８年７月と７年７月を比較すると、プラス 2.9％となっております。そして、「(21) 窯業・土石製品」がありますが、ここが、プラス 36.8％となっております。新規求人が前年度の７月に比べてかなり増えている状況ですが、増加している理由について職業安定課に確認をしましたところ、この数字のうちでも耐火に係る部分は何件かあるのですが、ほとんどが土石製品製造業に関わる求人ということになっております。

次に資料№.９を御覧ください。

こちらが令和７年度の岡山県最低賃金、特定最低賃金の審議結果の一覧表となっております。こちらも御覧いただければと思います

私からは以上です。

森井指導官　　それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

御説明いたします基礎調査の資料は、資料№.７となります。お手元の資料を御覧ください。

１ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を

明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、耐火物製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の２分の１を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象としております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除外しております。

調査対象となる賃金は、令和８年６月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などのいわゆる割増賃金、賞与等の１か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は、28 社、集計調査労働者数は、511 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、792 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の２ページを御覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性、女性いずれも０％となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの「特性値一覧表」ですが、月平均賃金額 310,235 円、時間当たり平均賃金額 1,886 円、第１・20 分位数 1,158 円、第１・10 分位数 1,268 円、第１・４分位数 1,508 円、中位数 1,793 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、４等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことを言います。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、３ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

５ページを御覧ください。５ページの上から４番目にある

「1,119 円」の階級を見ていただくと、累積で「26 人」の労働者がおり、１つ上の「1,118 円」の階級を見ていただくと、累積で「25 人」の労働者がいますので、結局、「1,119 円」の階級には「１人」の労働者が属しているということが読み取れるということになります。

３～８ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分した「総括表（１）」、９～14 ページ、こちらは「総括表（２）」になりますが、男女別・年齢別に区分した集計の表となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,064 円」からプラス 110 円の「1,174 円」までが１円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

続きまして、15 ページを御覧ください。

このグラフは、今、説明した総括表の賃金分布を一定の賃金階級ごとにまとめたものです。

次に 17 ページを御覧ください。こちらの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですが、31 円引き上げて「1,105 円」とすると、2.90％となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料№.８「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 27 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和７年度の耐火物製造業の特定最賃は 1,074 円で 102.6％となります。

また、その次のページの表は、耐火物製造業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となります。

資料の説明は以上となります。

片山部会長　　ありがとうございました。

ただ今の資料説明につきまして、何か御質問等はございませんか。

（特になし）

片山部会長　　では、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。時間としては 15 分ぐらいでお願いしたいと思います。再開は 16

時 10 分からといたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。
それでは、控室へ移動をお願いします。

（労使それぞれ別室にて打合せ）
（打合せ後、労使委員入室）

片山部会長　　全体会議を再開いたします。
付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議」に入ることとします。
まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることといたします。それぞれ５分程度での発言に御協力いただくようお願いします。
まずは労働者側の代表の方、お願いします。

労働者側委員　　昨年も同じことを言わせていただいたのですが、ベースアップが３年、４年と続けて大幅に行われている状況で、日本経済をどう見るかによりますが、岡山県に限らず、世間の動向は景気が上向いているように我々は感じています。
そうした中で、我々の産業を見ると、輸出がうまくできている企業は、ある程度勝負ができているのかなと思います。
一方で、企業規模が小さいところはかなり苦戦しているという状況は把握しているつもりでございます。
しかしながら、耐火物の全体的な生産量が右肩下がりで、どんどん落ちてきているかというと、そうではありません。鉄鋼、粗鋼などは下がってきているとはいえ、当初の予想と比べてそこまで大幅に下がっていないというのが今の状況だと考えています。
そうした中、企業の頑張りで数年続けてベースアップしましたが、国の主導もありますし、世間からの要求、いろんな状況を考えたときに、賃金が上がってきているという波を産業として止めるわけにはいきませんし、地賃が 50 円以上上げてきたということを考えれば、それに追随していく必要があると考えています。瞬間的ではありますが、地賃に埋もれている状況にあり、これを回復していくことが産業の特異性を保つために必要不可欠だと考えています。
ということで、結論的には改定の必要性ありというのが労側の総意であります。
簡単ですが、以上です。

片山部会長　　補足等はありませんか。

（特になし）

片山部会長　　では、続いて使側からお願いします。

使用者側委員　　先ほど労側が言われたとおり、国内の粗鋼生産量というのは４年連続で減少しています。それに伴って耐火物の生産量も減少しているのですが、昨年に比べても約３％ほどの減少で、ほぼ横ばいになってきています。しかし、この耐火物の業界自体を考えると大変厳しく、難しいところもあるのですが、今後の従業員の減少とか、新卒ですね、労働力確保という意味では、必要性ありと考えています。

しかし、大手は大丈夫なのですが、小さい事業所については年々かなり厳しいです。大手は国内に対し海外の占める割合が高くなってきていますので、そういうことを考えますと、大手に関しましては十分体力等もあるのですが、小さいところは厳しいと考えられています。

ただ、先ほど言いましたように、労働力の確保という点からすると必要性ありと考えており、一度、労使で意見交換してもいいと考えています。簡単ですが、以上になります。

片山部会長　　双方必要性ありということですけれども、一度使側の方から労使で協議をしたいという話がございましたので、労側もそれはよろしいでしょうか。

労働者側委員　　はい。

片山部会長　　それでは、労使協議に移ります。公益と事務局は退室いたしますので、協議が終わりましたらお声がけいただくということでお願いいたします。

（公益委員、事務局退室）

（労使協議後、公益委員、事務局入室）

片山部会長　　では、全体会議を再開いたします。

労使協議の結果、何か報告できることはございますでしょうか。

（労使双方より特になしとの声）

片山部会長　　それでは、確認ですが、必要性については労使で意見が一致したということでよろしいですかね。

（同意する声）

片山部会長　　では、岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、双方から必要性ありのお話をいただき、結論を得ることができました。
それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。
事務局で報告文（案）の準備をしてください。

（事務局、報告文（案）を各委員に配布）

片山部会長　　では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）読み上げ）

片山部会長　　ただ今の（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

片山部会長　　本年７月 30 日の第 521 回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配布）

片山部会長　　では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

片山部会長　　ただ今の（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

片山部会長　　では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
番号は岡賃審第 34 号です。

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ、答申文を手交）

宮本室長　　答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

佐藤部長　　ただ今、答申をいただきました。御審議いただきありがとうございました。
本来であれば、ここで挨拶というところですが、最初の説明の中で専門部会の運営に関して室長の宮本から留意点を申し上げました。改めて私からこのことにつきまして御説明申し上げます。
特定最低賃金が改正の必要性ありとなった場合は、地域別最賃は 10 月 2 日から 1,104 円となりますけれども、1,104 円よりも 1 円以上高い金額、1,105 円以上とする必要があると、これはどの特定最賃でも同じことでございます。
もう一つ、今度は特定最賃を引き上げるときの上限に関してのお話をさせていただきます。
これに関しては労働協約がある場合、労働協約ケースに関してのお話がまず前提となるのですが、企業ごとにそれぞれ労使間で労働協約を締結している場合、この特定最賃というのは関係労使のイニシアティブで設定されるものでございます。
こういった時に複数の金額の異なる労働協約がある中で申出がなされた場合は、その協約の中で最も低い協約額が共通の協約額となるのですが、仮にこの協約額を超えて特定最低賃金を決めるということになれば、その協約自体を無効にすることとなります。このことは協約を締結した関係労使の意向に反するものとなります。したがって、関係労使が合意した最下限の協約額を超えて特定最低賃金を決定することは制度上認められないものとなります。そうしたこともあって、協約の最下限の額が金額審議における事実上の上限になっています。
これは労働協約ケースの場合なのですが、この耐火物製造業の最低賃金は公正競争ケースでございます。では、あてはまら

ないのかという話になるのですが、公正競争ケースの場合は労働協約ケースよりもより高いレベルでの公正競争の確保を主たる目的とするというものなので、労働協約ケースでないにしても、労働協約ケースとの均衡に鑑みて、労働協約の最低額を金額審議における上限とするべきであるという考え方となっています。

そうなってきますと、今、岡山県の耐火物製造業の各社の労働協約を見ていきますと、一番低い額が時間額 1,105 円となっています。奇しくも 1,104 円を１円上回る額と同額となってしまうのですが、下限も上限も 1,105 円という非常に珍しい状況となっているわけでございます。

それであっても改正の必要性ありとなったからには金額審議をしていただくことに変わりはないのですが、そういった中で上限も下限も 1,105 円であることを前提とした次回の金額審議になるということになります。どうしても制度上そうなっていますので、御理解いただければと考えています。

大変お手数をおかけいたしますが、次回の金額審議は３週間開けてということになります。どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

片山部会長　　ありがとうございました。

お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき、本日答申することができました。

本日の審議はここまでとし、次回の金額審議については労使より金額提示をいただきたいと思います。

では、続いて、付議事項「（５）今後の審議日程」について事務局から説明してください。

宮本室長　　先ほど岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を３週間として、10 月 15 日木曜日までとなります。

今後の審議日程につきましては、第２回目の９月 29 日火曜日は中止とさせていただきます。次回の金額審議は 10 月 21 日水曜日 13 時から予定しております。

委員の皆様にはお忙しい中申し訳ありませんが、御参加の方よろしくお願いいたします。

片山部会長　　ただ今の説明について、質問等はありませんか。

（特になし）

片山部会長　　次に付議事項「（６）その他」ですが、事務局から何かございますか。

宮本室長　　特にございません。

片山部会長　　委員の皆様からも何かありませんか。

（特になし）

片山部会長　　それでは、これをもちまして第１回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変お疲れ様でした。